

令和2年

第13回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

## 令和2年 第13回阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和2年12月10日（木曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市役所北側大会議室

3 農業委員出席者

19名中 19名出席

4 農地利用最適化推進委員出席者

21名中 18名出席

5 議事

- ・報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第41号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第43号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

6 農業委員会事務局出席者

事務局 3名出席

## 7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名出席で定足数に達していますので、会議規則により第 13 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。師走のお忙しいところご出席ありがとうございます。今年 1 年を振り返りますと、コロナの影響で何もかもが通常とはいえず、あまり良い一年ではなかったかと思います。来年は、委員皆様及び事務局にとって良い 1 年になることを願っております。最後に、今後寒さも厳しくなりますので皆様には、お体には十分お気を付け下さい。それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 5 番委員をお願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 14 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 8 件、第 4 条によるもの 2 件、第 5 条によるもの 6 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 5 件、利用権の設定 21 件、使用貸借権の設定 3 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 9 件です。従いまして会期は本日 1 日とします。

なお、議事録署名委員については、11 番委員、12 番委員へお願い致します。

それでは最初に、報告第 12 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 12 号の 14 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 14 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、賃借人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 報告第 12 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問がないようですので、以上で報告第 12 号を終わります。続きまして、議案第 41 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 8 件、4 条 2 件、5 条 6 件、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 41 号農地法第 3 条による許可申請の 8 件の譲受人は、いずれも農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番から 8 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 農地法第 3 条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法3条8件は決定します。  
つづきまして、第4条2件、第5条6件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第41号農地法第4条による、転用許可申請の2件は、いずれも農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番から2番までの、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

また、農地法第5条による、転用許可申請の6件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番から順位6番までの、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。本日の班長を務められた9番委員より現地調査の報告をお願いいたします。

9番農業委員 今回は、現地調査班6名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、農地区分1種農地と2種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。 それでは、

○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所内牧支所から南へ約1.4kmのところになります。  
申請面積は134㎡で、現在、通路として利用しており追認申請するものです。  
農地区分は、南へ農地の広がりがある10ヘクタール以上ありますので、第1種農地となりますが、住宅と隣接しており集落接続となり転用は可能です。 なお、始末書が添付されております。

○ 4条順位2番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から南西へ、約1.3kmのところになります。  
申請面積は181㎡で、5条3番の個人住宅の接続道路及び自己所有地までの道路として申請されるものです。 農地区分は、南へ農地の広がりがある10ヘクタール以上ありますので、第1種農地となりますが、住宅と隣接しており集落接続となり転用は可能です。

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所から西へ約630mのところになります。  
申請面積190㎡の敷地と、隣接の宅地156.3㎡を合わせた敷地346.3㎡に、個人住宅(建築面積130.45㎡)を建設するものです。 農地区分

は、西へ農地の広がりがある10ヘクタール以上ありますので、第1種農地となりますが、住宅と隣接しており集落接続となり転用は可能です。

○ 5条順位2番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所内牧支所から南へ約1.4kmのところになります。申請面積394㎡の敷地に、個人住宅（建築面積104.75㎡）を建設するものです。農地区分は、南へ農地の広がりがある10ヘクタール以上ありますので、第1種農地となりますが、住宅と隣接しており集落接続となり転用は可能です。

○ 5条順位3番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から南西へ、約1.3kmのところになります。申請面積351㎡の敷地に、個人住宅（建築面積70㎡）を建設するものです。農地区分は、南へ農地の広がりがある10ヘクタール以上ありますので、第1種農地となりますが、住宅と隣接しており集落接続となり転用は可能です。

○ 5条順位4番を説明します。

申請地は、JR赤水駅から南東へ、約160mのところになります。申請面積298㎡の敷地に、個人住宅（建築面積87.77㎡）を建設するものです。農地区分は、JR赤水駅から300m以内の第3種農地となり、原則許可の判断となります。

○ 5条順位5番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から南西へ、約850mのところになります。申請面積298㎡の敷地に、個人住宅（建築面積94㎡）を建設するものです。農地区分は、阿蘇地域振興局から1km以内の第2種農地となります。

○ 5条順位6番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所内牧支所から南東へ約2.2kmのところになります。申請面積1,228㎡の敷地に、歯科診療所（建築面積200.81㎡）を計画するものです。農地区分は、東へ農地の広がりがある10ヘクタール以上ありますので、第1種農地となりますが、住宅と隣接しており集落接続となり転用は可能です。

以上で現地調査の報告を終わります。なお、調査班としては、すべての案件について許可相当と判断しております。ご審議願います。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、  
ございませんか。

（発言なし）

議長 4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。

何か質問はありませんか。

（質問、意見なし）

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。4条、5条案件について、許可相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

委員 （異議なし。全員挙手。）

議 長 全員賛成ですので農地法 4 条 2 件、5 条 6 件は決定します。  
これで議案第 41 号 3 条、4 条、5 条については、決定いたしました。

議 長 続いて議案第 42 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第 42 号所有権移転の 5 件は、いずれも農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。  
順位 1 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議 長 議案第 42 号の所有権移転について何か質問はありませんか。  
(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので所有権移転 5 件は決定します。

議 長 次に議案 42 号 2 番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第 42 号 2 番の利用権設定の 21 件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。  
順位 1 番から順位 21 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議 長 議案第 21 号 2 番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

10 番農業委員 利用権の設定期間についてお尋ねします。5 年や 10 年間が多いと思われ  
ますが、最長期間の限度とかはあるのでしょうか。

事務局 利用権の設定は 5 年や 10 年が多いようです。期間の長さについては、特別な  
取り決めはないと思いますが、親子間の使用貸借は、15 年や 20 年の長いもの  
も見受けられます。利用権については、経済状況応じて金額の面の変更等の  
こともありますので 10 年が多いようです。

議 長 10 番委員よろしいですか。

10 番農業委員 わかりました。

議 長 他に質問はございませんか。

4 番農業委員 順位 20 番の案件ですが、以前借りていた地元の方から相談があったのだ  
が、口頭で貸し借りがあり、今回、市外の別の方に貸すということで少しも  
めたようだ。貸し借りについては、なるべく地元の優先で出来ないものか。

事務局 委員の言われた件は、順位 20 番と 21 番の件になります。農地バンク介して  
隣接の産山村の方に貸すことになっており、貸し手の代理人方をとおして、  
貸し借りが成立したものであります。委員がおっしゃるようなことは事務局  
でも耳にしましたが、対々での取り決めのため委員会では、言えないものと  
考えます。 農業委員会では、このようなことがないように、口頭での契約

ではなく書面での契約を行えば、解約を行わなければ次の契約は出来ないため利用権の設定をお勧めしています。なお、委員の方には、借り手を見つける際は地元の耕作者をお尋ねしていますが、今回は、農業委員さん及び最適化推進委員は、相談を受けておらず、自分で借手を見つけたことによるものでありますので、了承いただくよう願います。

議 長 4 番委員よろしいですか。

4 番農業委員 わかりました。

議 長 他に質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので利用権設定 21 件は決定します。

議 長 次に議案 42 号 3 番の使用貸借権設定について説明願います。

事務局 議案第 42 号 3 番の使用貸借権設定の 3 件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位 1 番から順位 3 番までの、貸人、借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第 42 号 3 番の使用貸借権設定の審議に移りたいと思います。何か質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので使用貸借権設定 3 件は決定します。

これで議案第 42 号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて議案第 43 号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位 1 番から 9 番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位 1 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 3 番委員と 9 番委員にお願いしたいと思います。

順位 2 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 3 番委員と 9 番委員にお願いしたいと思います。

順位 3 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 3 番委員と 9 番委員にお願いしたいと思います。

順位 4 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 4 番委員と 10 番委員にお願いしたいと思います。

順位 5 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 14 番委員と 17 番委員にお願いしたいと思います。

順位 6 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 14 番委員と 17 番委員にお願いしたいと思います。

順位 7 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 5 番委員と 17 番委員にお願いしたいと思います。

順位 8 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 8 番委員と 11 番委員にお願いしたいと思います。

順位 9 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 6 番委員と 16 番委員にお願いしたいと思います。

議 長 議案 43 号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案 43 号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第 43 号は原案のとおり決定します。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第 13 回総会を閉会いたします。